

一般社団法人日本爪クイックケア協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本爪クイックケア協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都足立区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、巻き爪ロボ、プロ仕様品と巻き爪ブロック（以下、矯正器具という）を

用いた、巻き爪・変形爪の方々への即効矯正サービス事業の普及と振興に関する次の活動を行い、人々の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的のために、次の事業を行う。

- 1 矯正器具及び関連商品の企画、開発、改良、製造及び販売
- 2 ロボプロ事業の企画、運営、支援
- 3 巻き爪・変形爪の矯正施術に関する人材育成を行うスクールへの支援、業務委託
- 4 施術店舗（ネイルサロン、接骨院等）の開拓活動への支援、業務委託
- 5 教育修了者への認定書発行
- 6 施術店舗への集客活動の支援、業務委託
- 7 会員向けイベントの企画、運営
- 8 医療機器及び医療機器部品の製造販売、輸出入業務
- 9 その他、目的を達成するために必要な活動

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 社員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が死亡し、又は当法人が解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の任命、除名
- 二 理事及び監事の選任、解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 計算書類の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度末日の翌日から2ヵ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

第 15 条 議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項に規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の任命、除名
- 二 理事及び監事の選任、解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

第 5 章 役員

(役員の設置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 若干名
 - 二 監事 若干名
- 2 理事の内 1 名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち 1 名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事会及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期を満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第 20 条で定めた定数に足らなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第 26 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等を支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督

三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 基 金

(基金の募集)

第 32 条 当法人は、社員または第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 131 条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取扱)

第 33 条 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第 34 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 35 条 基金拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会における決議に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 141 条に規定する限度の範囲内で行うものとする。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間据え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 38 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 39 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 10 章 公告の方法

第 40 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏 名	住 所
鹿 浜 茂	東京都足立区鹿浜四丁目 22 番 17 号
株式会社 鹿浜製作所	東京都足立区鹿浜四丁目 22 番 17 号
代表取締役 鹿浜茂	

2 この法人の設立時代表理事は、設立時の互選により選定する。

以上、一般社団法人日本爪クイックケア協会の設立のため、この定款を作成し、設立社員が記名押印する。

平成 29 年 9 月 19 日

設立時社員 鹿 浜 茂

設立時社員 株式会社 鹿浜製作所

代表取締役 鹿浜 茂